

中央区LINE公式アカウント運用要領

令和3年2月1日
2中企広172号

(目的)

第1条 この要領は、中央区（以下「区」という。）が開設するLINE公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) LINE スマートフォンやタブレット端末などを使い、テキストや画像の配信ができるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
- (2) LINE公式アカウント 区が設置・運用するアカウントをいう。
- (3) 友だち追加 自分のアカウントでメッセージを受信できるように当アカウントを登録することをいう。
- (4) 利用者 当アカウントの利用者をいう。
- (5) メッセージ 当アカウントを友だち追加した利用者へのテキストや画像等の発信のことをいう。

(運営主体)

第3条 当アカウントの運営主体は区とし、当アカウントの運営管理者は企画部広報課長とする。

- 2 アカウント名は、中央区とする。
- 3 アカウントIDは、@tokyochuo.city とする。

(アカウント運営主体の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名及びアカウントIDを、区公式ホームページ上に明示する。

- 2 区は、アカウントの運営主体について、当アカウントのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 当アカウントを運営するにあたり、メッセージ等の作成、更新、発信は、原則として企画部広報課長が行う。

- 2 情報発信の原則は次のとおりとする。
 - (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
 - (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思決定過程における情報の取り扱いに十分留意する。
 - (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。

(4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。

(5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(メッセージ等の発信内容)

第6条 当アカウントでは、次に掲げるものをメッセージ等で発信する。

(1) 中央区の公式ホームページで区民等に情報提供したもの

(2) 地震・事故等による災害情報や、大雨・暴風等の気象情報

(3) 前号に掲げるもののほか、区民にとって有益であると広報課長が認めるもの

(利用者からのメッセージ等への返信)

第7条 当アカウントは、友だち追加している利用者への情報提供の手段として運用するため、原則として、当アカウントに対するメッセージ等への個別の返信は行わない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、当アカウントの利用に際して、次の内容のメッセージ及び投稿を行ってはならないものとし、運営管理者は、内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

(1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

(2) 区又は第三者を誹謗中傷するもの

(3) 区又は第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの

(4) 政治、宗教活動を目的とするもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容

(8) 虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

(9) その他、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第9条 当アカウントに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第10条 区は、当アカウントを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

る。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第11条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画部広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。